

## 令和2年新春レポート 〈2020年の展望と課題〉

### 〈2019年の総括〉

消費増税の影響／太陽光は卒FITから自立へ／  
頻発する自然災害への対応／非木造分野を促進  
／改正建築物省エネ法施行 1

### 〈2020年の展望〉

新設住宅着工数は減少傾向加速  
業界再編、優れた人材の確保の機会に 3

求められる建設業の働き方改革 5

自然災害に備えた住宅が求められる  
ZEHが地域分散型エネルギーの要に  
来年度コミュニティZEHの導入 6

2020年度予算・税制改正 9

# 〈2019年の総括〉

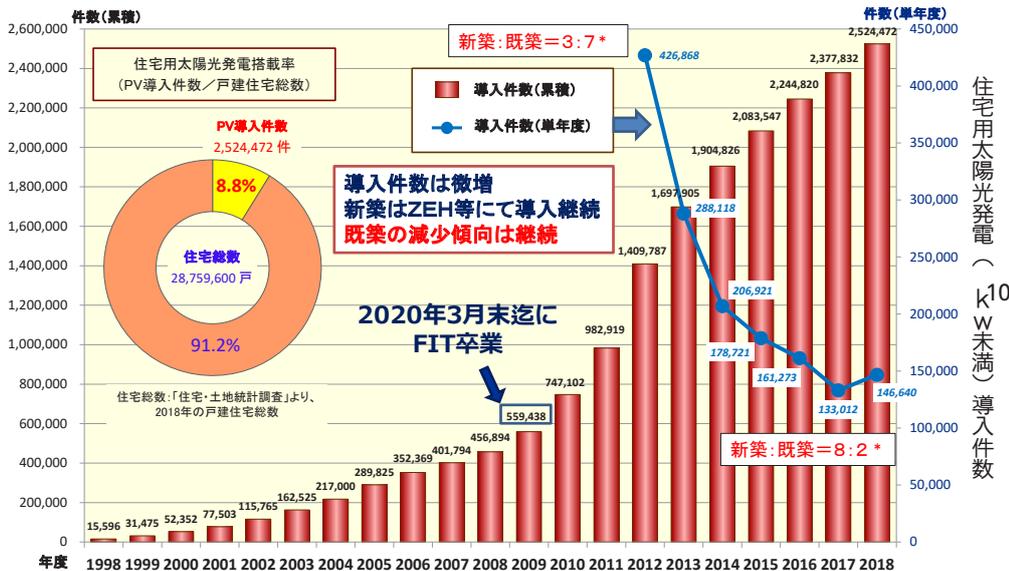
## 消費増税の影響

消費税率が10月に10%に引き上げられた。前々回、前回の消費税率引き上げの際と比べ、懸念されていた駆け込み需要と反動減は、これまでのところ目立った様子はない。帝国データバンクが全国の企業を対象に2019年6月に実施した消費税率引き上げに対する意識調査（有効回答9977社）によると、建設業（1498社）は45.9%が「駆け込み需要はない」と回答。全体でも約半数が「ない」と答えた。「既に駆け込み需要がある」との回答は、建設業は19.6%に止まったが、他業界に比べると突出して高い。リフォーム関連で一部影響が出たとみられる。

住宅の場合、2019年3月31日までに工事請負契約を締結するか、9月30日までに引き渡せば消費税は8%が適用されたことに加え、消費増税後も、次世代住宅ポイントやすまい給付金、住宅ローン減税等の特例措置など、住宅取得者の負担軽減策が手厚いことも、消費増税による影響を抑えることにつながったと考えられる。

## 太陽光は卒FITから自立へ

住宅用太陽光発電設備は、2009年11月から開始した余剰電力買取制度の適用を受けた設備



は、固定価格による10年間の買取期間が11月以降、順次満了を迎えた。買取期間満了後の、いわゆる「卒FIT」の余剰電力について、選択肢は2つ。①電気自動車や蓄電池等と組み合わせ、自宅などの電力として自家消費をする。②家庭と小売電気事業者などが個別に契約を結び（相対・自由契約）、余った電力を売電する一だ。

卒FITの余った電気について新たなメニューでの買取を予定している電気事業者は、既に入取価格やオプション等をWEBサイト等で発信している。引き続き売電を希望する場合は、各事業者の買取メニューを確認して、買取期間満了までに、各事業者と契約する必要がある。

## 頻発する自然災害への対応

2019年も自然災害が多く発生した年だった。特に台風15号と19号は、住宅関連にも大きな被害をもたらした。台風15号では全壊219棟、半壊2126棟、一部破損3万9828棟、床上浸水86棟、床下浸水111棟など。さらに19号と10月25日からの大雨による被害は、全壊1830棟、半壊7338棟、一部破損9967棟、床上浸水3万3180棟、床下浸水3万7035棟に広がっている。

宮城県、仙台市、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、相模原市、長野県などでは、公営や民営の既存住宅に入居する賃貸型のいわゆる「みなし仮設住宅」を中心

に仮設住宅の提供がはじまっているが、宮城県大郷町や長野市などでは、木造も含めた応急仮設住宅の建設もスタートしている。政府は、総合的な被災者支援策として「被災者の生活と生業（なりわい）の再建に向けた対策パッケージ」を決定。住宅被害に遭った被災

者に対しては、▽応急的な住まいの確保と空室提供等の情報を一元的把握・情報提供▽住宅の応急修理の支援対象の拡充▽被災者生活再建支援金の支給（最大300万円）――などを盛り込んだ。また、宅地内やまちなかの廃棄物、土砂の市区町村による一括撤去を支援するほか、半壊家屋の解体支援などによる早期再建支援にも取り組むとしている。

地球温暖化による海面温度の上昇で、大型台風は今後も発生し日本に來襲することが予想される。2018年には関西地方を台風が直撃した。もはや日本のどの地域に台風が襲ってもおかしくない状況のなか、住まいづくりも自然災害への備えを余儀なくされている。

## 非住宅木造分野を促進

国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が8月にまとめた「土地関係特別報告書」では、「持続可能な森林管理、について言及。世界の平均気温の上昇を産業革命前より1.5～2℃に抑えるためには、「再植林、新規植林、森林減少の低減、及びバイオエネルギーの多様な組み合わせ」を含む土地利用変化が必要だと指摘した。

住まいづくりと密接な日本の森林・林業との関連では、人工林の約50%が伐採に適した50年生を超えており、適切に国産材利用を進める必要性が高まっている。政府の「森林・林業基本計画」は、木材自給率を2025年に50%にする目標を掲げているが、なかなか進んでないのが現状。木材自給率は2017年も前年から1.3%上昇しているものの、36.1%に止まっている状況だ。今後、住宅着工戸数の減少が予想されることを踏まえれば、さらなる国産材利用の推進と、非住宅分野の木造化・木質化の拡大、林業活性化の政策的支援が求められる。

例えば2019年6月に改正建築基準法が全面施行された。戸建の空き家等を、福祉施設や商業施設に用途変更する際に大規模改修が不要になるよう、耐火建築物の規制を合理化。防火地域に限って設けられていた

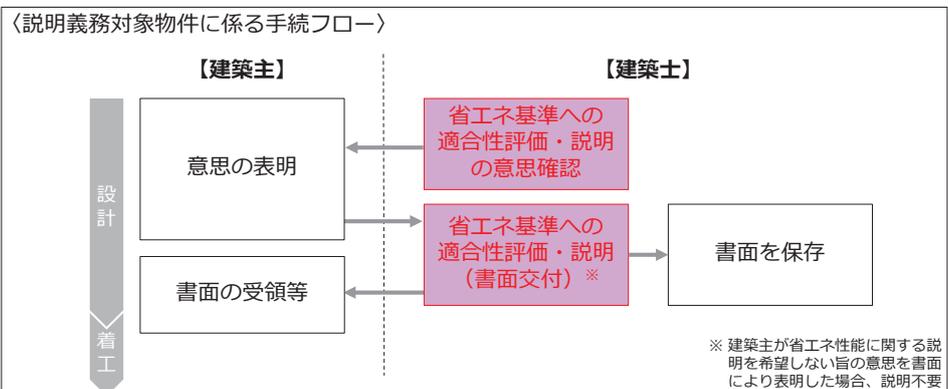
耐火建築物の建蔽率緩和措置を、防火地域、準防火地域にも拡大。延焼防止性能が高い建築物は、建蔽率を10%緩和する。また、中層建築物の構造部材で「あらわし」を可能にした。この法改正を受けて、非住宅分野の木造建築物の増加が期待されている。

## 改正建築物省エネ法施行

改正建築物省エネ法の一部が11月16日に施行された。今回は、▽住宅トップランナー制度の対象への注文戸建住宅・賃貸アパートを供給する大手住宅事業者の追加、▽戸建住宅の簡易な評価方法の追加――などを実施。地域区分の見直しは今後経過措置として2021年4月に完全施行。説明義務制度は2021年4月に導入される。

戸建住宅の省エネ性能に関して、これまでの建築物省エネ法は、「省エネ性能向上」が努力義務として課されていたが、改正建築物省エネ法では、「省エネ基準適合」が努力義務となった。

戸建住宅について「説明義務制度」が創設されるが、これに伴って、戸建住宅の生産を担っている中小工務店等を念頭に、簡易に省エネ基準への適否が判断できる評価方法を整備する。さらに、小規模建築物（非住宅）については、現行のモデル建物法をベースとして、建物全体のエネルギー消費量に影響が小さいと考えられる項目についてデフォルト値化し、入力項目を主な仕様のみ入力するように評価方法を簡素化する。トップランナー制度に関しては、注文戸建住宅は年間300戸以上供給する事業者が対象になる。注文戸建住宅の基準は、「外皮基準」は省エネ基準適合、「一次エネルギー消費量基準」は省エネ基準に比べて25%削減（当面の間は省エネ基準に比べて20%削減）。



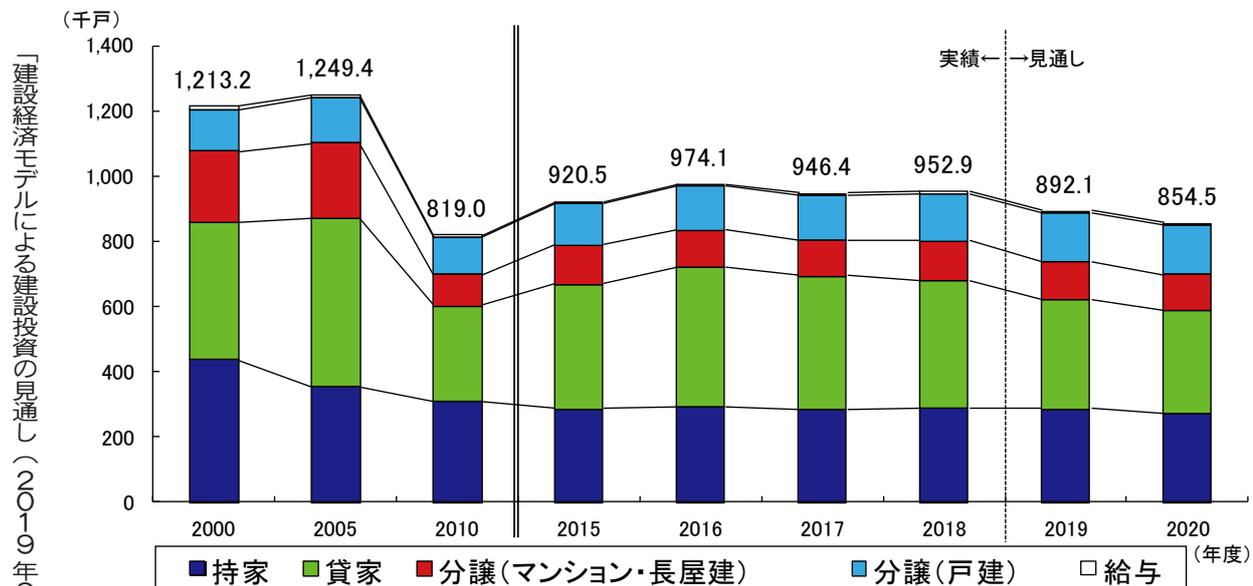
## 〈2020年の展望〉

# 新設住宅着工数は減少傾向加速 業界再編、優れた人材の確保の機会に

これまで、少子高齢化や世帯数、人口減の影響から、新設住宅着工戸数は減少すると予測されていたが、2019・2020年以降、減少傾向があらわになりそうだ。例えば、建設経済研究所と経済調査会・経済調査研究所が発表した「建設経済モデルによる建設投資の見通し」によると、2019年度の住宅着工戸数は前

年度比でマイナス6.4%の89.2万戸、2020年度の全体の着工戸数を、同マイナス4.2%の85.5万戸と予測した。2019年度の持家の着工戸数は4～7月期は前年同期比で8.0%増となった。しかし、注文住宅大手5社の受注速報平均が同マイナス13.6～マイナス1.8%となったことを受け、着工戸数は減少すると見

### ●住宅着工戸数の推移(年度)



(戸数単位:千戸、投資額単位:億円)

年度	2000	2005	2010	2015	2016	2017	2018	2019 (見通し)	2020 (見通し)
全体	1,213.2	1,249.4	819.0	920.5	974.1	946.4	952.9	892.1	854.5
(対前年度伸び率)	-1.1%	4.7%	5.6%	4.6%	5.8%	-2.8%	0.7%	-6.4%	-4.2%
持家	437.8	352.6	308.5	284.4	291.8	282.1	287.7	284.5	273.0
(対前年度伸び率)	-8.0%	-4.0%	7.5%	2.2%	2.6%	-3.3%	2.0%	-1.1%	-4.0%
貸家	418.2	518.0	291.8	383.7	427.3	410.4	390.1	334.7	315.5
(対前年度伸び率)	-1.8%	10.8%	-6.3%	7.1%	11.4%	-4.0%	-4.9%	-14.2%	-5.7%
分譲	346.3	370.3	212.1	246.6	249.3	248.5	267.2	266.4	260.0
(対前年度伸び率)	11.0%	6.1%	29.6%	4.5%	1.1%	-0.3%	7.5%	-0.3%	-2.4%
マンション・長屋建	220.6	232.5	98.7	120.4	114.6	110.6	122.3	117.2	109.5
(対前年度伸び率)	13.4%	10.9%	44.5%	7.6%	-4.8%	-3.4%	10.5%	-4.1%	-6.6%
戸建	125.7	137.8	113.4	126.2	134.7	137.8	144.9	149.2	150.5
(対前年度伸び率)	6.9%	-1.2%	19.0%	1.6%	6.7%	2.3%	5.1%	3.0%	0.9%
名目民間住宅投資	202,756	184,258	129,779	156,910	164,626	168,400	169,200	172,200	170,200
(対前年度伸び率)	-2.2%	0.3%	1.1%	5.5%	4.9%	2.3%	0.5%	1.8%	-1.2%

「建設経済モデルによる建設投資の見通し(2019年9月)」建設経済研究所・経済調査会・経済調査研究所

込んでいる。ただし、住宅取得支援策の効果もあり、減少は緩やかなものになると予測している。

持家の着工戸数は、2018年度の着工増から減少に転じ、前年度比でマイナス1.1%の28.4万戸と予想。貸家は賃貸物件の入居率の低下や金融情勢の変化等に伴い、相続税の節税対策による着工の一服感が強まると見込まれることから、前年度比で大幅な減少と予測した。

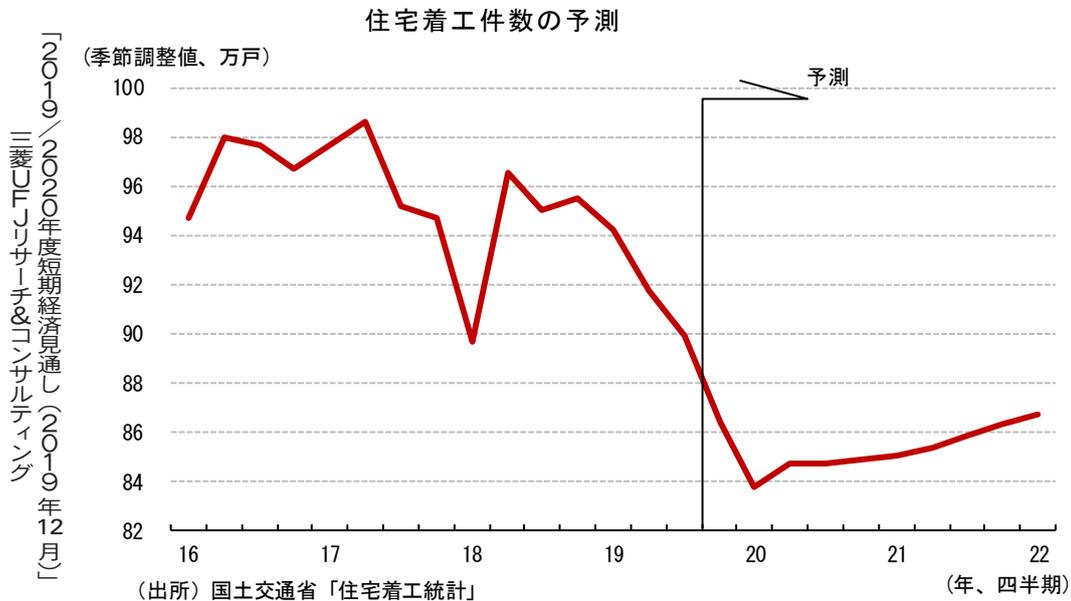
2020年度の持家は、政府による住宅ローン減税やすまい給付金等4つの住宅取得支援策が順次終了していくことから効果が弱まることが見込まれるとし、同マイナス4.0%の27.3万戸と予測した。

貸家については、減少率が小さくなるが状況に大きな変化はないと見ており、着工戸数は同マイナス5.7%の31.6万戸とした。分譲住宅については全体で同マイナス2.4%の26.0万戸と予測。マンションは、前年度比で減少、戸建は、前年度とほぼ同水準(0.9%増)と予測している。

一方、三菱UFJリサーチ&コンサルティングが12月にまとめた「2019 / 2020年度短期経済見通し(2019年12月)」では、住宅着工件数は、2019年7～9月期に年率89.9万戸(前期比マイナス2.0%)と3四半期連続で減少とした。

先行きについても、「当面、消費増税に伴う駆け込み需要の反動により持家の減少が続く」としたことに加えて、「金融庁が不動産投資向け融資の監視を強化している」ことも踏まえて、貸家も減少が続くとの見込みを示した。

その上で、2019年度の住宅着工は88.1万戸と2018年度の95.3万戸から減少。2020年度も84.9万戸と減少が続く見通しとした。ただし、2021年度については、「持家を中心に消費税率引き上げの影響が一巡し、貸家の調整圧力も徐々に和らぐと期待される」ことから、86.1万戸とやや持ち直すとの予測を示した。



## ビルダー倒産に伴う大工の争奪戦も

こうした着工戸数の減少の影響が、住宅業界内ではすでに始まっている。

中堅ビルダーの倒産に伴って、そこで仕事をしている大工を、ビルダー間での奪い合いのような状況が、一部で見られるようだ。技術力の高い大工や若くてやる気のある大工ほど、高性能の注文戸建て住宅づくりを堅実に行っている地場工務店が確保する傾向にあるという。

大工などの職人だけではない。大手や中堅ビルダー

の倒産によって、多くの取引をしていた販売店やメーカー等も、事業縮小や倒産などを余儀なくされるだろう。地方金融機関の再編も取りざたされており、地方の中小企業も影響を受ける可能性が高い。

人手不足が続く、住宅・建築業界だが、今後、人材の流動性が高まりそうだ。

人材の確保に関しては、木工事の経験が少ないゼネコンなどが、木造の実績がある地場工務店のM & Aを狙う例も散見される。

地場工務店も、工務店同士や地域の販売店などと連携して人材育成に乗り出す事例も増えており、2020年は、人材の確保や育成に向けた積極的な取り組みがさらに期待される。

# 優秀な人材確保には、職場の改善を求められる建設業の働き方改革

前ページにあるように、優秀な人材の確保が住宅事業者の大きな課題となっているが、業界全体を見ても、若年層の入職者の拡大が極めて重要だ。そのためには、働く者の処遇改善も含めた働き方改革が欠かせない。2020年は業界の働き方改革が最重要課題だともいえる。

働き方改革の一環として建設業界に導入されたのが、建設技能者の保有資格や就業履歴を業界横断・統一のルールで登録・蓄積する「建設キャリア

アアップシステム」だ。2019年10月には「建築大工」の能力評価基準が認定された＝表。建築大工のレベルを、①初級技能者（見習いの技能者）、②中堅技能者（一人前の技能者）、③職長として現場に従事できる技能者、④高度なマネジメント能力を有する技能者（登録建築大工基幹技能者等）一一に設定し、各レベルと認められる資格や就業日数等を規定した。今後、賃金等の処遇の改善や人材育成などと連動することが期待される。

レベル1～4の基準の一覧

	就業日数	保有資格 ※1、※2、※3	職長・班長としての就業日数
レベル4	就業日数が2150日(10年)以上であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○登録建築大工基幹技能者(講習修了証の期限が切れている場合は除く)</li> <li>○優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)(大工)</li> <li>○安全優良職長厚生労働大臣顕彰</li> <li>○卓越した技能者(現代の名工)厚生労働大臣顕彰(建築大工/宮大工)</li> <li>○技能グランプリ(金賞・銀賞・銅賞・敢闘賞)受賞者(建築大工)</li> <li>・レベル2、レベル3の基準に示す保有資格 ※4</li> </ul>	職長としての就業日数が645日(3年)以上であること
レベル3	就業日数が1505日(7年)以上であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>△1級・2級建築大工技能士</li> <li>△枠組壁建築技能士</li> <li>△1級・2級建築施工管理技士</li> <li>△一級・二級・木造建築士</li> <li>△職業訓練指導員(建築科・枠組建築科・プレハブ建築科)</li> <li>△木材加工用機械作業主任者</li> <li>△建築物の鉄骨の組立て等作業主任者</li> <li>△足場の組立て等作業主任者</li> <li>△木造建築物の組立て等作業主任者</li> <li>△青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰(建設ジュニアマイスター)</li> <li>△プレハブ建築マイスター</li> <li>・レベル2の基準に示す保有資格</li> </ul>	職長又は班長としての就業日数と班長としての就業日数との合計が108日(6か月)以上であること
レベル2	就業日数が645日(3年)以上であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・丸のこ等取扱作業安全衛生教育</li> <li>・足場の組立て等作業従事者特別教育 ※5</li> </ul>	
レベル1	建設キャリアアップシステムに技能者登録をされ、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者		

※1 ○印の保有資格については、いずれかの保有で可。

※2 △印の保有資格については、職長E・安全衛生責任者教育を原則とし、いずれか複数の保有で可。

※3 建築大工技能士、建築施工管理技士、職業訓練指導員、建築士の資格は、1級、2級等と複数の有しても上位資格1つと見なす。

※4 ただし、合理的な理由が認められる場合はこの限りではない。

※5 上位資格である「足場の組立て等作業主任者」も可とする。

## 安全対策も重要

また、大工など職人だけでなく、建築士も減少傾向にある。そのため、2020年の建築士試験から受験要件が変更になる。実務経験が受験要件ではなくなり、例えば、試験に合格した後に建築士事務所等に就職し、数年の実務経験を経て免許登録するといったことも可能になる。

現場の安全の問題も重要だ。労働災害による建設業の死亡者数は減少傾向にあるものの、依然として最も多い業種となっている。特に、墜落・転落による事故が多いため、フルハーネスの安全帯の義務化等の対策が取られているが、官民一体となった取り組みが今後も進められる。

長時間過重勤務の是正、女性の働きやすい職場づくりなども求められる。外国人労働者も今後さらに増えてくるだろう。誰にとっても働きやすい魅力ある業界にすることが、2020年も大きな課題となっている。

# 相次ぐ自然災害に備えた住宅が求められる ZEH が地域分散型エネルギーの要に

観測史上最も大きな最大瞬間風速を記録した台風 15 号の影響で、2019 年 9 月 10 日以降、千葉県や神奈川県など関東各県で大規模な停電や断水が続いた。ちょうどその一年前に発生した北海道胆振東部地震の直後には北海道全域が大規模停電となったが、その際、太陽光発電システムを搭載していた住宅では、自立運転機能を活用して難を逃れた例が少なくなかったと言われている。これ以降、政府や太陽光発電の関係者・メーカーはいざという時のために、あらかじめ自立運転機能の活用方法を確認しておくことを呼び掛けている。

太陽光発電協会の調査によると、昨年の北海道胆振東部地震による停電が発生した地域で、住宅に太陽光発電システムを設置していた世帯の約 85% が、自立運転機能を利用して停電時にも有効に活用することができたとしている。

また、台風 15 号の被災地での実態調査によると、住宅用太陽光発電ユーザー 486 件のうち、

約 80% 388 件が自立運転機能を活用した。停電発生前後に、各メーカーの自立運転方法を説明する WEB ページへのアクセスも急増し、合わせて約 1 万 7000 件のアクセスがあったという。

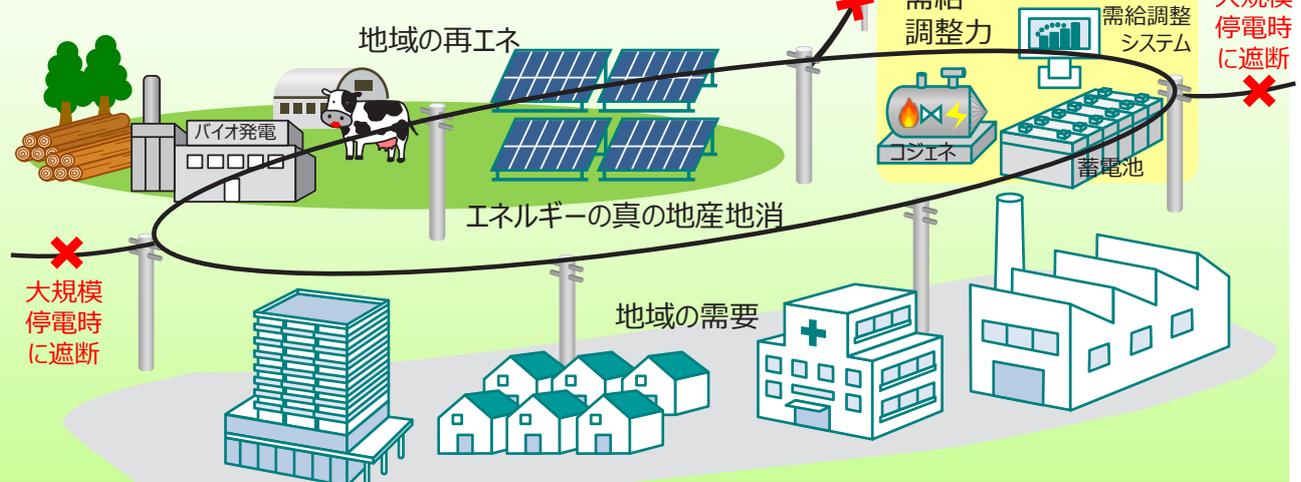
住宅用太陽光発電を巡っては、余剰電力買取期間が終了する、いわゆる「卒 FIT」の住宅用太陽光発電システムは今後も増え続ける。政府は自家消費の拡大を推奨しているが、レジリエンスの観点から言えば、住宅単体での自家消費だけでなく、地域ごとのエネルギーの自立（分散型エネルギー）の体制を、どのように構築するののかも焦点の一つだ。経済産業省の審議会が 8 月にまとめた報告では、住宅用太陽光発電は「地域活用電源（地域に置いて活用され得る電源）」と位置付け、自家消費や地域内循環を優先的に評価する仕組みの導入を提言している。

電力の小売り完全自由化に伴って、新電力もさらに創業しているが、地方自治体が主体となって

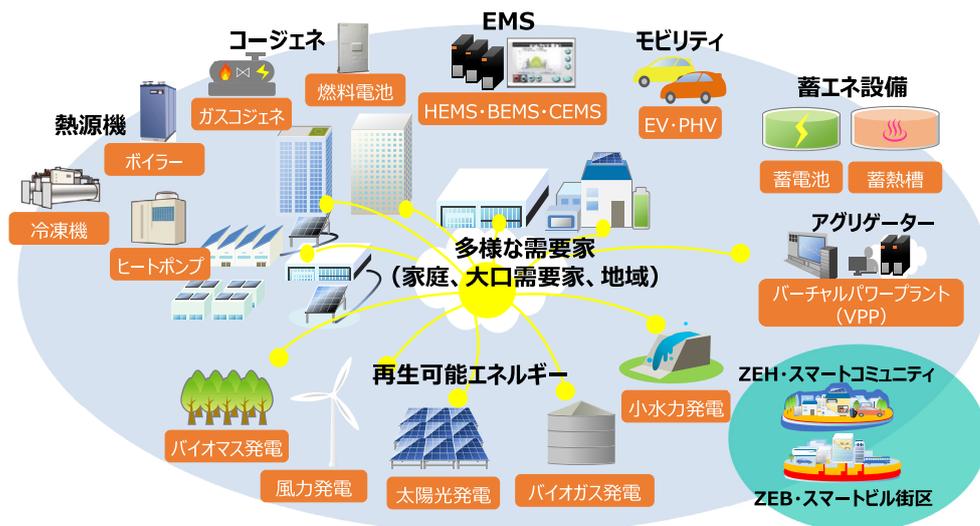
## 地域マイクログリッド構築支援事業

### <地域マイクログリッド構築イメージ>

- ・平常時は下位系統で潮流を制御し地域再エネを有効活用
- ・災害等による大規模停電時には、他の連系線から解列し自立的運用



分散型エネルギーシステムは多様なリソース・技術を構成要素として含む。



地域電力を設立する取り組みも出てきている。2020年4月には送配電の法的分離も予定されており、分散型エネルギーシステムの促進に向けた環境も整いつつある。

## FIT 売電に代わる先を検討

こうした状況を受けて、資源エネルギー庁と環境省は「地域循環共生圏の形成と分散型エネルギーシステムの構築に向けた連携チーム」を発足。「地域経済の活性化、エネルギー強靱化等の観点からも、需給一体型の再エネ活用モデルを促進することが求められる」とし、官民が連携して、需要と供給が一体となる再エネ活用モデルの検討を進めている。

分散型エネルギーシステムは、多様なリソース・技術で構成されている。そのため、「各社のビジネスモデルが多様すぎて比較検討できない」「災害時の拠点を整備したいが、どのようなモデルが良いかわからない」「EV、蓄電池等、何を導入すればどのくらいメリットがあるかわからない」といった様々なニーズが混在している。

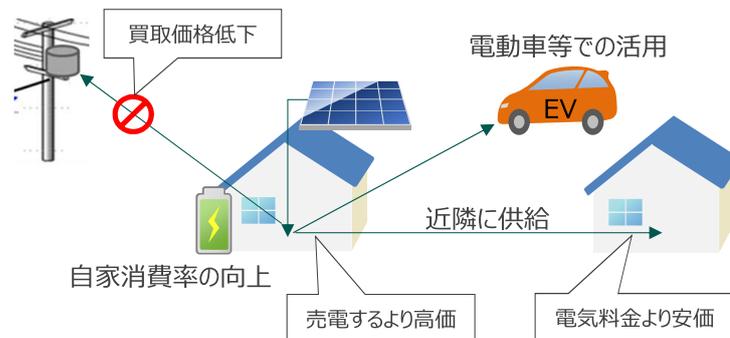
こうした状況を踏まえ、分散型エネルギーモデルの検討は、「家庭」「大口需要家」「地域」の需給単位ごとに検討を進める。

例えば、「家庭」に関しては、「FIT 売電に代わる選択肢の検討」が大きなテーマとして挙げられている。▽FIT 売電に代わる電力供給先は何があり得るか▽PV と蓄電池、EV、エコキュート等の併用や自家消費量の把握方法▽既設住宅へのアプローチ方法▽自立運転や利用者の意識づけなど運用上の課題▽環境価値を見える化する方法は何があるか—などをディスカッションする。

また、工場や事業所などの「大口需要家」に関しては、すでに太陽光発電等の導入で需給一体型を進めている事例は少なくない。そのため、より拡大を図るため、まだ需給一体型モデルに取り組んでいない場合の課題整理や、中小規模需要家への普及拡大策—等を検討する。

こうした「家庭」や「大口需要家」などを集合させる「地域」に関しては、地域経済活性化、レジリエンス向上、雇用の創出といった、地域の課

### FIT売電に代わる選択肢の例



題を解決できる再エネ導入方法について検討していく計画だ。

## コミュニティ ZEH を導入

こうした状況を踏まえ、政府が来年度事業として打ち出したのが、「コミュニティ ZEH」だ。経済産業省は「停電時も自立的に電力供給可能な ZEH を活用した地域防災拠点の整備、レジリエンス性を備えた ZEH の導入を進めていくことが重要」とし、本年度補正予算案に「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを活用したレジリエンス強化事業費補助金」20 億円を盛り込んだ。

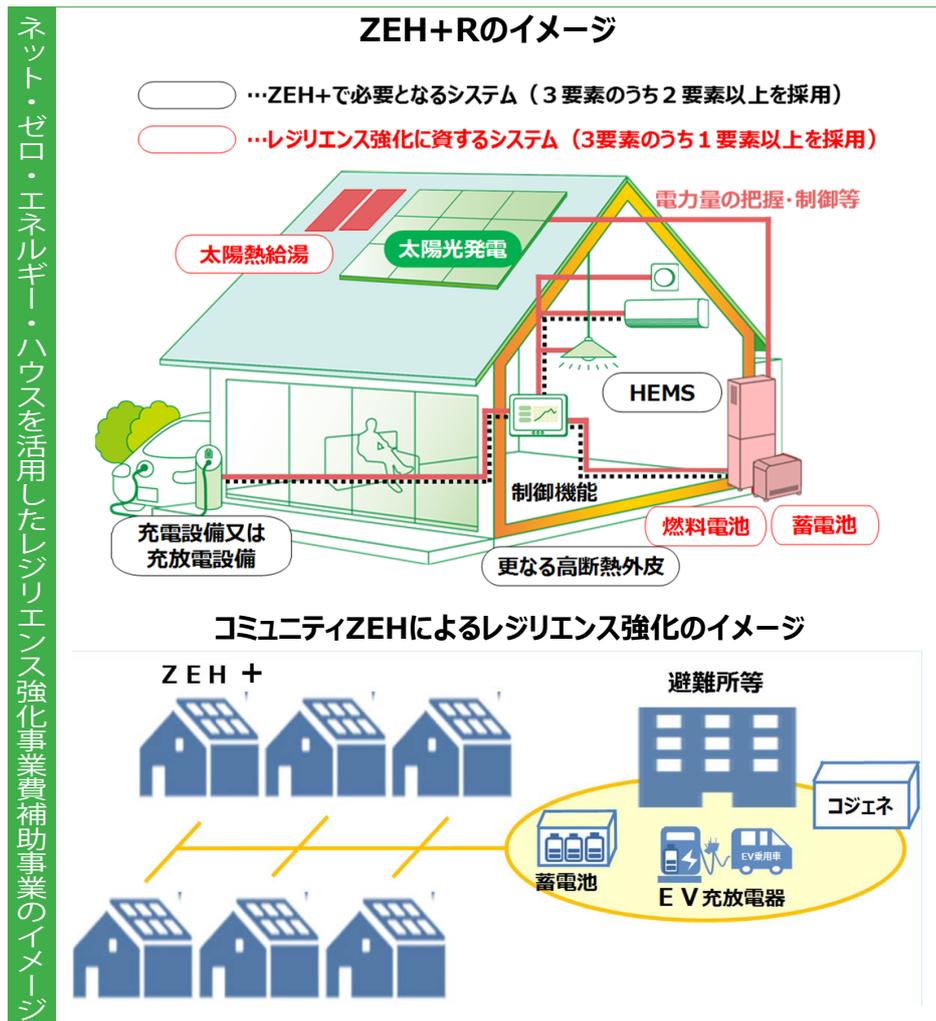
具体的には、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）のうち、災害時の大停電などにも対応できる設備・機器を備えた「ZEH + R」が本年度からスタートしたが、来年度も導入支援を強化する。

さらに、避難所等の施設と ZEH などの住宅が

連携して、地域のネット・ゼロ・エネルギーを目指す「コミュニティ ZEH」を推進。地域のレジリエンス強化に繋げたい考えだ。

このうち、「コミュニティ ZEH によるレジリエンス強化事業」は、避難所のように災害時に地域に貢献する施設等と、住宅とが一体となってネット・ゼロ・エネルギー達成を目指すコミュニティ（コミュニティ ZEH）の構築に係る環境整備を支援する。ZEH の導入補助は定額、避難所等に設置するコジェネや蓄電池、EV 充電設備などの共用設備は導入費用の 2 分の 1 を補助することが想定されている。

ZEH + R は、ZEH +（ZEH の要件を満たし、省エネ基準から 25% 以上の一次エネルギー消費量削減、自家消費拡大措置〈外皮性能の更なる強化、HEMS の導入、EV 充電設備の設置〉などを行う住宅）にさらに、①蓄電システム②太陽熱利用システム③停電自立型燃料電池のうち一つ以上の設備を導入する住宅。



# 2020 年度予算・税制改正

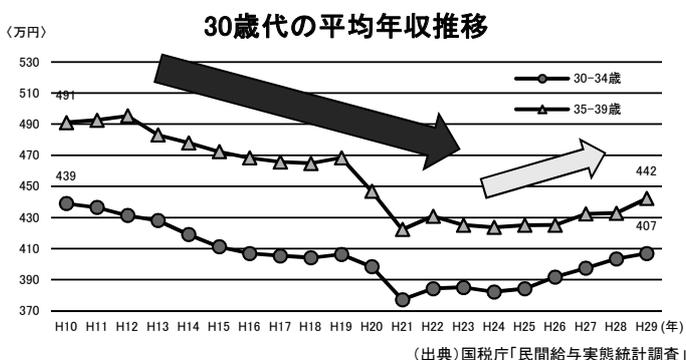
## 引き続き住宅取得対策、ZEH を推進

### 新築の固定資産税の減額措置を延長

国土交通省は 2020 年度の税制改正要望で新築住宅に係る固定資産税の減額措置延長を盛り込んだ。住宅取得者の初期負担を軽減することで良質な住宅の建設を促進し、居住水準の向上と良質な住宅ストックの形成を図る。現行の措置を 2020 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日までの 2 年間延長することを求めている。

住宅の一次取得者層である 30 歳代の平均年収は足元では回復傾向にあるが、中長期的には大きく減少した後、横ばいとなっている。住宅価格は変わらず上昇傾向にあり、住宅取得環境は引き続き厳しい状況となっているほか、消費税率も 10% に引き上げられたため、国土交通省は住宅取得者の初期負担軽減の施策が必要とした。

また、住生活基本計画では耐震性がない住宅ストックを 2025 年度にはおおむね解消することとしているが、基礎的なストックの質の向上について耐震性が未だ不十分と指摘。その上で、耐震化の主要な手段である新築・建て替えを支援する必要を強調し、税制改正要望では新築住宅に係る税額の減額措置として、固定資産税を一般の住宅は 3 年間税額 1/2 減額とすること、マンションは 5 年間税額を 1/2 減額することを求めている。特例措置による負担軽減効果例として、2000 万円の住宅を新築した場合の固定資産税額は 3 年間で約 26 万円の負担軽減効果を見込んでいる。



### 【本特例措置による負担軽減効果(例)】 2,000万円の住宅を新築した場合の固定資産税額

	本特例が無い場合	本特例がある場合
1年目	18.2万円	9.1万円
2年目	17.1万円	8.5万円
3年目	15.9万円	8.0万円

➡ 3年間で約26万円の負担軽減効果  
(国土交通省推計)

### 新築の固定資産税の減額措置を延長

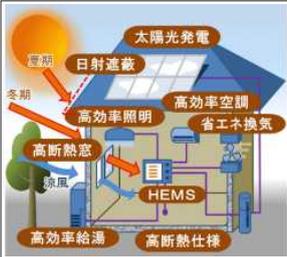
国土交通、経済産業、環境の 3 省は、来年度も連携して ZEH の普及促進に取り組む考えだ。来年度予算案に、それぞれ ZEH 支援事業を盛り込んだ。政府は ZEH 普及拡大の目標として、2020 年までに「ハウスメーカー等が新築する注文戸建住宅の半数以上」で ZEH を実現する（第 5 次エネルギー基本計画）としており、本年度以上の取り組みが想定される。

環境省は地場工務店や設計事務所等による注文戸建の ZEH 建設を支援するほか、ZEH 化が進んでいない建売戸建や集合住宅の ZEH 化も支援。併せて、より低炭素性能の優れた先進素材や再エネ熱活用、先進的省エネ家庭用浄化槽の普及に対しても補助する。具体的には、

- ①戸建住宅（注文・建売）で ZEH の要件を満たす住宅の新築・改修＝70 万円／戸（定額）
- ②集合住宅（賃貸・分譲、一定規模以下）で ZEH-M となる新築＝70 万円／戸（定額）
- ③①・②の要件を満たす住宅に、低炭素化に優れた素材を一定量以上使用、または先進的な再エネ熱利用技術を活用する者＝①、②に加えて設備毎に定額交付
- ④①・②の要件を満たす住宅に、先進的省エネ家庭用浄化槽を設置する者＝①戸建 10 万円／台、②集合 30 万円／台（定額）
- ⑤①・②の要件を満たす住宅に、蓄電池を設置する者＝2 万円／kWh（上限額 20 万円／台）

一方、経産省は、「FIT からの自立を目指した更なる住宅のゼロエネルギー化」として ZEH+（現行の ZEH より省エネを更に深掘りするとともに、設備のより効率的な運用等により太陽光発電の自家消費率拡大を目指した ZEH）の実証等を支援する。

国土省は来年度も、地域型住宅グリーン化事業の中で、中小工務店等の連携による ZEH をはじめとした省エネ性能の高い住宅の整備、住宅・建築物の省エネ改修等に対する支援を行う考え。既存住宅の部分的・効率的な省エネ改修手法（改修による ZEH 化等）の実証・検証も行うとしている。

		<p>&lt;参考：低炭素素材&gt; CLT：直交集成板（Cross Laminated Timber）</p> 	
①ZEHへの支援	②ZEH-Mへの支援	③ZEH (-M) に対する低炭素素材・再エネ熱利用技術の導入への支援	④ ZEH (-M) に対する先進的省エネ家庭用浄化槽の導入への支援

## 高性能建材での断熱リフォーム推進

環境省と経産省は、省エネリフォームについても本年度に引き続き支援事業を実施する。

環境省の「高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業」は、既存戸建住宅について、高性能建材導入に係る経費（設計費、設備費、工事費、諸経費）を定率 1 / 3（上限 120 万円／戸）補助する。

さらに、住宅用太陽光発電設備（10 kW 未満）が設置済の一定の要件を満たしている場合、▽家庭用蓄電池▽冷媒に自然冷媒等を用いた家庭用蓄熱設備――を設置し自家消費を優先した運転とする者に対し設備費と工事費の一部を定額補助。家庭用蓄電池は設備費 2 万円／kWh（上限 20 万円／台）・工事費上限額 5 万円／台、家庭用蓄熱設備は上限額 5 万円／台。

また、既存集合住宅のリフォームに関しては、定率 1 / 3（上限 15 万円／戸）を補助する。

加えて、既存戸建住宅と既存集合住宅ともに、合併浄化槽の更新において、最高水準の省エネ技術を用いた先進的省エネ家庭用浄化槽（2013 年度比で CO<sub>2</sub> 排出量を 26% 削減可能な浄化槽）を設置する場合、既存戸建住宅は 10 万円／台、既存集合住宅は 30 万円／台を補助する。

経産省も本年度に引き続き、既存住宅の断熱・省エネ性能の向上を図るため、工期短縮可能な高性能断熱建材や、快適性向上にも資する蓄熱・調湿材の次世代省エネ建材等による断熱リフォームを支援する考え。

本年度は、断熱パネルや潜熱蓄熱建材に加えて、窓（防火窓含む）、断熱材、玄関ドア、ガラス、調湿建材が補助の対象になっている。

キタケイの提供する2つのプライベートブランド  
環境・ぬくもり・素材をテーマとした各種住宅資材 “ スプロートユニバーサル ”  
天然木にこだわったフローリングや壁材 “ リラクシングウッド ”  
企画・製造から販売までトータルにプロデュース、心からご満足いただける住まいづくりを  
バックアップします。



[www. sprout-univ. com](http://www.sprout-univ.com)

<p><b>環境</b> SPROUT UNIVERSAL BLUE こちよい住環境</p>	<p><b>ぬくもり</b> SPROUT UNIVERSAL ORANGE 住まう人のために</p>	<p><b>素材</b> SPROUT UNIVERSAL GREEN 永く使ってほしいから</p>



[www. relaxssingwood. com](http://www.relaxssingwood.com)

リラクシングウッド 無垢フローリング シリーズ

